



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

有期労働契約の更新拒否に関する最新判例（最高裁平30・9・14）をご紹介します。  
相続に関する民法改正情報第3弾は「遺言・遺留分制度編」です。

〈年齢を理由に有期労働契約の更新を拒否できる？〉  
◇就業規則及び労働協約に定められた年齢を基準として有期労働契約の更新拒否を行うことの可否について、最高裁が平成30年9月14日に判決を下しました。

#### ・事案の概要

日本郵便の郵便関連業務（集配、区分け等）に従事していた従業員らが「65歳に達した後は雇用期間を更新しない」との就業規則及び労働協約に基づいて有期労働契約の更新を拒否されたので、当該有期労働契約が無期労働契約と実質的に異なるものであるから解雇権濫用法理の類推適用により更新拒否が無効であり、また、更新の合理的期待が違法に侵害されたとして、地位確認及び損害賠償（慰謝料）を請求した。

#### ・最高裁判旨

1. 労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、**使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、当該労働条件は、当該労働契約の内容になる**（労働契約法7条）。本件において、屋外業務への適性を考慮し年齢（65歳）を更新拒否の事由にすることは相応の合理性がある。
2. したがって、**本件各有期労働契約は、65歳に達することによって更新されることなく終了することが契約内容となっており**、本件雇止め（更新拒否）は適法である。
3. なお、原審は、本件各有期労働契約が実質的に無期労働契約と同視し得る旨判示し、解雇権濫用法理を類推適用すれば本件雇止めが無効になるとしながら、就業規則及び労働協約に基づく契約終了事由がある旨判示するところ、かかる判断は法令の解釈適用を誤っている。

#### ・コメント

最高裁は、雇止め事案について、更新された有期労働契約が無期労働契約と同視し得るか否かという問題ではなく、「65歳により契約更新されない」という契約内容に基づく更新拒否の問題に過ぎないと判断しました。原審とは異なる考え方を示しておりますので、有期労働契約者に対する就業規則の定め方にあたり参考になると考えます。

〈相続に関する民法改正情報「遺言・遺留分制度編」〉

◆民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（7月13日公布、同日より1年を超えない範囲で施行予定）

#### 1. 自筆証書遺言の方式緩和（新民法968条）

従来、自筆証書遺言については、財産の目録部分を含め、遺言書の内容全てを遺言者自身が書かなければならないとされていました。

しかし、全てを手書きさせることは煩雑であるほか、財産の内容を示す資料を添付した方が簡便且つ正確な場合があります。そこで、新民法は、

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、財産の内容を示す客観的資料（通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等）を、目録として添付して、遺言を作成することを認めました。

#### 2. 遺留分制度の見直し（新民法1042条～1049条）

法律上認められた相続人の最低限度の相続分を「遺留分」と呼び、基本的には、相続財産の2分の1を法定相続分で按分して算出します。

例) 夫が死亡し、妻、子2人が相続人

夫の財産は、事業用の土地建物3000万円

預貯金600万円

妻 3600万円×1/2×1/2=900万円

子 3600万円×1/2×1/2×1/2=各450万円

遺留分を侵害された者は、侵害した受遺者等に対して、自分の遺留分を保全するのに必要な限度で、当該遺贈等の減殺を請求できます。これにより、当該遺贈等は減殺者の遺留分を保全する限度で当然に失効し、遺贈等の一部が減殺される場合には、遺贈の目的物が減殺者と被減殺者の共有状態になります。

例) 上の例で、夫が、夫と共に事業を営んでいた妻に事業用の土地建物を、子2人に預貯金を遺贈した。

この場合、子らは、それぞれ150万円分の遺留分を侵害されたことになるので、妻への不動産の遺贈について、それぞれ150万円分の遺留分減殺を請求でき、不動産は相続人全員の共有状態になる。

しかし、これでは妻が事業を承継する妨げとなりますし、権利関係が複雑化することで、持分権の行使に支障が出るおそれがありました。

そこで、新民法は、

①遺留分減債請求権から生ずる権利を金銭債権とすること

②直ちにかかる金銭を支払うことができない受遺者に対し、支払いの全部又は一部について、相当の期限を許与すること

を認めました。

例) 上の例において、妻が子2人にそれぞれ150万円を支払うこととし、妻が直ちに支払えない場合には、一定の猶予期間を与える。（友成、門屋）

\*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆「成年年齢の引下げ」…養育費はどうなる？

成年年齢を20歳から18歳に引下げるといふ民法の改正に伴い、「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取り決めはどうなるのかという問題があります。法務省は10月4日に「成年年齢の引下げに伴う養育費の取り決めへの影響について」と題し意見を公表しました。これによれば、

①取り決めがなされた時点で成年年齢が20歳であった場合は、従前どおり20歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられ、②今後、新たに養育費の取り決めをする場合は、明確に支払期間の終期（例：「22歳に達した後の3月まで」等）を定めることが望ましいとしております。